

令和 6 年度

健全化判断比率
資金不足比率

審査意見書

大竹市監査委員

大 監 第 1 9 号
令和7年9月11日

大竹市長 入 山 欣 郎 様
(総務部企画財政課)

大竹市監査委員 薬師寺 基夫
大竹市監査委員 西 村 一 啓

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について (通知)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査について、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査を実施した監査委員	1
第5	審査の結果及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
	(1)実質赤字比率	4
	(2)連結実質赤字比率	5
	(3)実質公債費比率	6
	(4)将来負担比率	9
3	資金不足比率	11
	(1)法適用企業	11
	(2)法非適用企業(宅地造成事業)	12

- (注) 1. 文中及び表中の金額は千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。
2. 比率は、表示単位未満を四捨五入した。
3. 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
4. 「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なものである。
5. 「皆増」とは、前年度の数字が0で当年度に全額増加したものを示す。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和6年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和6年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月25日から令和7年9月2日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを、関係書類を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査を実施した監査委員

大竹市監査委員 薬師寺基夫
大竹市監査委員 西村一啓

第5 審査の結果及び意見

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は正確であることを認めた。

当年度の健全化判断における実質赤字比率及び連結赤字比率並びに資金不足比率は、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため、前年度に引き続き該当の数値は算定されなかった。

実質公債比率及び将来負担比率は、国が示す早期健全化基準を下回ったが、いずれの指標も県内14市の比較において高い比率となっている。今後も引き続き効率的な行政運営に取り組むとともに、将来にわたる負担の平準化に留意しながら、規律ある財政基盤を維持されたい。

審査の概要については、次に示すとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	法適用企業	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
	法非適用企業	土地造成特別会計					
一部事務組合 広域連合	広島県市町総合事務組合						
	宮島ボートレース企業団						
	広島県後期高齢者医療広域連合						
地方公社 第三セクター等	大竹市土地開発公社						
	広島県信用保証協会						

債務保証をしている法人等がある場合、将来負担比率の算定対象となる。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.73	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.73	30.00
実 質 公 債 費 比 率	12.7	13.0	△ 0.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	62.8	91.4	△ 28.6	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は 12. 7％で、前年度に比べて 0. 3ポイント下回っており、早期健全化基準（25. 0％）及び財政再生基準（35. 0％）のいずれに対しても下回っている。

将来負担比率は 62. 8％で、前年度に比べて 28. 6ポイント下回っており、早期健全化基準（350. 0％）に対して下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

※早期健全化基準、財政再生基準の適用について

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1)実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は 182,512千円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考にAを実質収支額として計算上の比率を求めたところ、△ 2.26%となり、前年度と比べ 1.30ポイント黒字幅が小さくなっている。

なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（13.73%）との差は 15.99ポイントとなっている。

(単位：%・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
本市の参考比率 A/B	△ 2.26	△ 3.56	1.30

(単位：千円・%)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	令和6年度	令和5年度		
一 般 会 計	168,036	253,890	△ 85,854	△ 33.8
一般会計等に属する特別会計	14,476	26,461	△ 11,985	△ 45.3
港湾施設管理受託特別会計	14,476	26,461	△ 11,985	△ 45.3
合 計 A	182,512	280,351	△ 97,839	△ 34.9
標準財政規模 B	8,079,825	7,865,487	214,338	2.7

実質収支額の合計は 182,512千円で、前年度に比べ 97,839千円（△34.9%）の減少となっている。これは、一般会計の実質収支額が 85,854千円（△33.8%）、特別会計の実質収支額が 11,985千円（△45.3%）減少したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,070,082	5,878,591	191,491	3.3
普通交付税額	1,969,627	1,893,838	75,789	4.0
臨時財政対策債発行可能額	40,116	93,058	△ 52,942	△ 56.9
合 計	8,079,825	7,865,487	214,338	2.7

(注) 標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を合計した 8,079,825千円で、前年度に比べ 214,338千円（2.7%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本市の連結実質収支額は 2,502,507千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考にA+Bを連結実質収支額として計算上の比率を求めたところ

△ 30.97%となり、前年度に比べ 2.25ポイント黒字幅が小さくなっている。

なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（18.73%）との差は 49.70ポイントとなっている。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
本市の参考比率 (A+B)/C	△ 30.97	△ 33.22	2.25

(単位：千円・％)

区 分		実 質 収 支 額		増減額	増減率
		令和6年度	令和5年度		
一 般 会 計		168,036	253,890	△ 85,854	△ 33.8
一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計	14,476	26,461	△ 11,985	△ 45.3
一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	1,876	5,739	△ 3,863	△ 67.3
	介護保険特別会計	88,611	16,358	72,253	441.7
	後期高齢者医療特別会計	2,040	2,425	△ 385	△ 15.9
小 計 A		275,039	304,873	△ 29,834	△ 9.8
区 分		資 金 剰 余 額		増減額	増減率
		令和6年度	令和5年度		
法適用企業	水道事業会計	808,797	918,058	△ 109,261	△ 11.9
	工業用水道事業会計	140,965	228,168	△ 87,203	△ 38.2
	下水道事業会計	1,277,706	1,157,802	119,904	10.4
法非適用企業	農業集落排水特別会計	—	414	△ 414	皆減
	漁業集落排水特別会計	—	4,259	△ 4,259	皆減
	土地造成特別会計	0	0	0	—
小 計 B		2,227,468	2,308,701	△ 81,233	△ 3.5
合 計 A + B		2,502,507	2,613,574	△ 111,067	△ 4.2
標 準 財 政 規 模 C		8,079,825	7,865,487	214,338	2.7

連結実質収支額の合計は 2,502,507千円で、前年度に比べ 111,067千円 (△4.2%) の減少となっている。これは、実質収支額が 29,834千円 (△9.8%)、資金剰余額が 81,233千円 (△3.5%)それぞれ減少したことによるものである。

(3)実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{(\text{標準財政規模 E}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})} \text{の3ヵ年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
実質公債費比率(3ヵ年平均)	12.7	13.0	△ 0.3

(注) 単年度の実質公債費比率は、令和6年度:11.1% 令和5年度:12.7% 令和4年度:14.4% 令和3年度:12.2%

3ヵ年平均の比率は 12.7%で、前年度に比べ 0.3ポイント低くなっており、早期健全化基準 (25.0%)を下回っている。

(単位：千円・％・ポイント)

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減
A	元 利 償 還 金	1,716,701	1,764,846	△ 48,145
B	準 元 利 償 還 金	298,568	299,349	△ 781
計 (A+B)		2,015,269	2,064,195	△ 48,926
C	特 定 財 源	117,164	103,436	13,728
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,126,375	1,098,116	28,259
計 (C+D)		1,243,539	1,201,552	41,987
E	標 準 財 政 規 模	8,079,825	7,865,487	214,338
実質公債費比率(単年度)		11.1	12.7	△ 1.6

また、単年度で比較してみると、当年度の比率は 11.1%で、前年度に比べ 1.6ポイント低くなっている。これは主として、標準財政規模が 214,338千円、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が28,259千円それぞれ増加し、元利償還金が 48,145千円減少したことによるものである。

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について

(単位: 千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) (注1)	1,716,701	1,764,846	△ 48,145	△ 2.7
準 元 利 償 還 金 (注2)	298,568	299,349	△ 781	△ 0.3
水道事業会計	6,964	8,058	△ 1,094	△ 13.6
工業用水道事業会計	576	478	98	20.5
下水道事業会計	120,227	95,519	24,708	25.9
農業集落排水事業特別会計	—	14,895	△ 14,895	皆減
漁業集落排水事業特別会計	—	6,659	△ 6,659	皆減
土地造成特別会計	170,801	173,349	△ 2,548	△ 1.5
一時借入金利子	0	391	△ 391	皆減
合 計	2,015,269	2,064,195	△ 48,926	△ 2.4

(注1) 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営企業会計の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一時借入金利子である。

元利償還金及び準元利償還金は 2, 015, 269千円で、前年度に比べ 48, 926千円 (△ 2. 4%) の減少となっている。これは、元利償還金が 48, 145千円 (△ 2. 7%)、準元利償還金が 781千円 (△0. 3%)それぞれ減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位: 千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
市 営 住 宅 使 用 料	25,301	38,671	△ 13,370	△ 34.6
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	91,060	63,962	27,098	42.4
簡易水道建設費負担金	803	803	0	0.0
情報基盤施設貸付収入	0	0	0	—
合 計	117,164	103,436	13,728	13.3

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は 117, 164千円で、前年度に比べ 13, 728千円 (13. 3%) の増加となっている。これは、償還額に充当した市営住宅使用料が 13, 370千円 (△34. 6%) 減少したものの、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が 27, 098千円 (42. 4%) 増加したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	828,815	793,248	35,567	4.5
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注2)	291,708	296,212	△ 4,504	△ 1.5
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (注3)	5,852	8,656	△ 2,804	△ 32.4
合 計	1,126,375	1,098,116	28,259	2.6

(注1) 臨時財政対策債や東日本大震災全国緊急防災施策等債、財源対策債の償還金が主なものである。

(注2) 下水道事業費や清掃事業費の市債償還金が主なものである。

(注3) 一般会計出資債及び簡易水道事業債である。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 1,126,375千円で、前年度と比べ 28,259千円 (2.6%)の増加となっている。これは主に、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が 4,504千円 (△1.5%)、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金が 2,804千円 (△32.4%)それぞれ減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額が 35,567千円 (4.5%)増加したことによるものである。

(4)将来負担比率

地方公共団体の一般会計借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源(基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
将来負担比率(A－B)/(C－D)	62.8	91.4	△ 28.6

(単位：千円・％)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
A 将 来 負 担 額	29,046,966	29,336,305	△ 289,339	△ 1.0
B 充 当 可 能 な 財 源 (基 金 ・ 特 定 歳 入 等)	24,679,040	23,147,517	1,531,523	6.6
計 (A－B)	4,367,926	6,188,788	△ 1,820,862	△ 29.4
C 標 準 財 政 規 模	8,079,825	7,865,487	214,338	2.7
D 元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	1,126,375	1,098,116	28,259	2.6
計 (C－D)	6,953,450	6,767,371	186,079	2.7

将来負担比率は 62. 8％で、前年度に比べて 28. 6ポイント下回っている。

当年度も、早期健全化基準（ 350. 0％）を下回った数値となっている。

この数値が低い方が、将来の財政を圧迫する可能性が低いといえるもので、平成19年度の制度創設時の 301. 6％から減少基調が続き、当時より 238. 8ポイント減少している。

[参考] 将来負担比率の推移

(単位：％・ポイント)

決 算 年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
将来負担比率	235.7	214.5	190.5	167.8	167.8
対 前 年 度	△ 7.2	△ 21.2	△ 24.0	△ 22.7	0.0
決 算 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	157.3	156.4	136.8	123.1	91.4
対 前 年 度	△ 10.5	△ 0.9	△ 19.6	△ 13.7	△ 31.7

(ア) 将来負担額の状況について

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
地 方 債 の 現 在 高	21,809,478	22,062,916	△ 253,438	△ 1.1
債務負担行為に基づく支出予定額	384,259	384,258	1	0.0
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	2,926,876	2,935,783	△ 8,907	△ 0.3
組 合 等 へ の 負 担 等 見 込 額	0	0	0	—
退 職 手 当 負 担 見 込 額	1,634,587	1,652,409	△ 17,822	△ 1.1
設立法人の負債額等負担見込額	2,291,766	2,300,939	△ 9,173	△ 0.4
大 竹 市 土 地 開 発 公 社	2,290,020	2,300,155	△ 10,135	△ 0.4
第 三 セ ク タ ー 等	1,746	784	962	122.7
合 計	29,046,966	29,336,305	△ 289,339	△ 1.0

将来負担額は 29,046,966千円で、前年度に比べ 289,339千円 (△ 1.0%)の減少となっている。これは主に、地方債の現在高が253,438千円 (△ 1.1%)、退職手当負担見込額が 17,822千円 (△ 1.1%)それぞれ減少したことによるものである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
充 当 可 能 な 基 金 (注1)	7,943,883	7,108,260	835,623	11.8
充 当 可 能 な 特 定 歳 入 (注2)	2,414,250	1,581,483	832,767	52.7
うち都市計画税充当見込額	1,910,597	1,011,170	899,427	88.9
基 準 財 政 需 要 額 へ 算 入 さ れ る 見 込 額 (注3)	14,320,907	14,457,774	△ 136,867	△ 0.9
うち臨時財政対策債償還費等公債費	10,394,839	10,828,059	△ 433,220	△ 4.0
合 計	24,679,040	23,147,517	1,531,523	6.6

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 地方債の償還に充当できる国・県等補助金、公営住宅の使用料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を基準財政需要額に算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など 11基金 7,943,883千円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当可能な都市計画税などの特定歳入が、2,414,250千円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額が、14,320,907千円となり、全体では、24,679,040千円となっている。

これを前年度と比べると、1,531,523千円 (6.6%)増加している。これは、基準財政需要額へ算入される見込額が 136,867千円 (△ 0.9%)減少したものの、充当可能な基金が 835,623千円 (11.8%)、充当可能な特定歳入が 832,767千円 (52.7%)それぞれ増加したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：％)

会 計 名		令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	下水道事業会計	—	—	—	
法非適用企業	土地造成特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	A 流動負債	B 算 入 地方債	C 流動資産	D 資金不足額 又は 資金剰余額 (A+B-C)	E 事業の規模
水道事業会計	令和6年度	206,632	0	1,015,429	△ 808,797	434,486
	令和5年度	144,091	0	1,062,149	△ 918,058	425,571
	増 減 額	62,541	0	△ 46,720	109,261	8,915
工業用水道 事業会計	令和6年度	217,214	0	358,179	△ 140,965	461,614
	令和5年度	274,691	0	502,859	△ 228,168	465,761
	増 減 額	△ 57,477	0	△ 144,680	87,203	△ 4,147
下水道事業会計	令和6年度	574,557	0	1,852,263	△ 1,277,706	767,377
公共下水道事業会計	令和5年度	773,849	0	1,931,651	△ 1,157,802	696,307
	増 減 額	△ 199,292	0	△ 79,388	△ 119,904	71,070

比率は次の算式による。Dの値がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{D(\text{流動負債 A} + \text{算入地方債 B} - \text{流動資産 C})}{\text{事業の規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 808,797千円となり、前年度と比べ 109,261千円の減少、工業用水道事業会計で 140,965千円となり、前年度と比べ 87,203千円の減少、下水道事業会計で 1,277,706千円となり、前年度と比べ 119,904千円の増加となっている。

(2) 法非適用企業(宅地造成事業)

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	A 歳出額	B 算 入 地方債	C 歳入額	D 土地収入 見 込 額	E 計 (A+B-C-D)
土地造成 特別会計	令和6年度	1,560,134	0	777,992	1,194,392	△ 412,250
	令和5年度	923,334	0	210,392	737,352	△ 24,410
	増 減 額	636,800	0	567,600	457,040	△ 387,840

区 分	会計年度	F 地方債 残 高	G 長 期 借入額	H 計 (F+G)	I 資金不足額(剰余額) E>0→E E<0→「E+H」又は 「0」のいずれか小さい方
土地造成 特別会計	令和6年度	2,383,034	0	2,383,034	0
	令和5年度	3,217,956	0	3,217,956	0
	増 減 額	△ 834,922	0	△ 834,922	0

区 分	会計年度	J 資本に相当 する額(建設 改良費に充て た地方債の残 高)	K 負債に相当 する額(実質 赤字額)	L 事業の規模 (J+K)
土地造成 特別会計	令和6年度	2,383,034	782,142	3,165,176
	令和5年度	3,217,956	712,942	3,930,898
	増 減 額	△ 834,922	69,200	△ 765,722

比率は次の算式による。I がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{I}{\text{事業の規模 } L}$$

土地造成特別会計についても、資金不足額は生じていない。